

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4761

No.	項目	内容
①	処分名	消毒営業従事員証の交付
②	法令名	消毒営業取締条例施行規則
③	法令番号	昭和25年京都府規則第5号
④	根拠条項	第6条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第6条第1項 営業者は、営業従業員を雇い入れたときは、その本籍、住所 氏名、生年月日及び雇入年月日を記載した届書に写真（手札型半身脱帽）を添え知事に提出し、消毒営業従事員証（別記様式第3号、以下「証票」という。）の交付を受け、従事中は、これを携帯させなければならない。営業者が営業に従事するときも、また、同様とする。
⑦	審査基準	消毒営業の許可を受けていること
⑧	経由機関名	保健所、京都市
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)20日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4761)
⑬	備考	